

不正防止対策の基本方針

日本赤十字社和歌山医療センターにおいて科研費に関わる全ての職員は、科研費を適正に管理し、不正行為を行ってはならない。

平成29年9月1日制定

不正防止計画

- 1 科研費を適正に管理するため、科研費に関わる全ての職員は、日本赤十字社和歌山医療センターにおける科学研究費助成事業―科研費―の研究実施規程及び日本赤十字社和歌山医療センターにおける科学研究費助成事業―科研費―の体制整備規程の規定を遵守する。
- 2 不正を発生させる要因を排除するため、具体的に次に掲げるリスク管理を行う。
 - ・発注権限のない研究者が発注しない。
 - ・決裁手続きを省略しない。
 - ・発注、決裁の例外処理を常態化させない。
 - ・同一研究者による同一業者、同一品目の多頻度取引などの発注の偏りに注意する。
 - ・検収業務を形骸化させない。
 - ・業者による納品物品の持ち帰りや納品物品の反復使用をさせない。
 - ・非常勤雇用者の勤務状況確認等を研究者任せにしない。
 - ・出張の事実確認等を行う。
- 3 不正防止計画はモニタリングの結果などを踏まえて定期的に見直しを行う。

平成29年9月1日制定